

新潟県条例第32号

新潟県建築基準条例の一部を改正する条例

新潟県建築基準条例（昭和47年新潟県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号及び別表の項の表示に下線が引かれた号及び別表の項（以下「移動後号等」という。）に対応する次の表の改正前の欄中号及び別表の項の表示に下線が引かれた号及び別表の項（以下「移動号等」という。）が存在する場合には当該移動号等を当該移動後号等とし、移動後号等に対応する移動号等が存在しない場合には当該移動後号等（以下「追加号等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号及び別表の項の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号及び別表の項の表示並びに追加号等を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前																		
<p>第30条 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、法及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるものは、各市町村（法第4条第1項又は第2項の規定により建築主事を置く市町村（以下「特定市町村」という。）を除く。）が処理することとする。</p> <p>(1)～(26) (略)</p> <p>(27) 法第53条の2第1項第3号又は第4号（<u>法第57条の5第3項</u>において準用する場合を含む。）の規定による許可の申請に係る書類の受理及び県への送付</p> <p>(28)～(55) (略)</p> <p><u>(55)の2 政令第137条の12第6項又は第7項の規定による認定の申請に係る書類の受理及び県への送付</u></p> <p><u>(55)の3</u> (略)</p> <p>(56)・(57) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>別表（第28条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">手数料を納めなければならない者</th> <th style="text-align: center;">手 数 料 の 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～11 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>12 法第53条の2第1項第3号又は第4号（<u>法第57条の5第3項</u>において準用する場合を含む。）の規定により建築物の敷地面積の許可の申請をしようとする者</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>13～39の3 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>39の4 政令第137条の12第6項の規定により大規模の修繕若しくは大規模の模様替の認定の申請をしようとする者又は同条第7項の規定によ</u></td> <td><u>1件につき 27,000円</u></td> </tr> </tbody> </table>	手数料を納めなければならない者	手 数 料 の 額	1～11 (略)	(略)	12 法第53条の2第1項第3号又は第4号（ <u>法第57条の5第3項</u> において準用する場合を含む。）の規定により建築物の敷地面積の許可の申請をしようとする者	(略)	13～39の3 (略)	(略)	<u>39の4 政令第137条の12第6項の規定により大規模の修繕若しくは大規模の模様替の認定の申請をしようとする者又は同条第7項の規定によ</u>	<u>1件につき 27,000円</u>	<p>第30条 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、法及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるものは、各市町村（法第4条第1項又は第2項の規定により建築主事を置く市町村（以下「特定市町村」という。）を除く。）が処理することとする。</p> <p>(1)～(26) (略)</p> <p>(27) 法第53条の2第1項第3号又は第4号（<u>法第57条の2第3項</u>において準用する場合を含む。）の規定による許可の申請に係る書類の受理及び県への送付</p> <p>(28)～(55) (略)</p> <p><u>(55)の2</u> (略)</p> <p>(56)・(57) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>別表（第28条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">手数料を納めなければならない者</th> <th style="text-align: center;">手 数 料 の 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～11 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>12 法第53条の2第1項第3号又は第4号（<u>法第57条の2第3項</u>において準用する場合を含む。）の規定により建築物の敷地面積の許可の申請をしようとする者</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>13～39の3 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	手数料を納めなければならない者	手 数 料 の 額	1～11 (略)	(略)	12 法第53条の2第1項第3号又は第4号（ <u>法第57条の2第3項</u> において準用する場合を含む。）の規定により建築物の敷地面積の許可の申請をしようとする者	(略)	13～39の3 (略)	(略)
手数料を納めなければならない者	手 数 料 の 額																		
1～11 (略)	(略)																		
12 法第53条の2第1項第3号又は第4号（ <u>法第57条の5第3項</u> において準用する場合を含む。）の規定により建築物の敷地面積の許可の申請をしようとする者	(略)																		
13～39の3 (略)	(略)																		
<u>39の4 政令第137条の12第6項の規定により大規模の修繕若しくは大規模の模様替の認定の申請をしようとする者又は同条第7項の規定によ</u>	<u>1件につき 27,000円</u>																		
手数料を納めなければならない者	手 数 料 の 額																		
1～11 (略)	(略)																		
12 法第53条の2第1項第3号又は第4号（ <u>法第57条の2第3項</u> において準用する場合を含む。）の規定により建築物の敷地面積の許可の申請をしようとする者	(略)																		
13～39の3 (略)	(略)																		

<u>り大規模の修繕若しくは大規模の模様替の認定の申請をしようとする者</u>			
<u>39の5</u> (略)	(略)	<u>39の4</u> (略)	(略)
40 (略)	(略)	40 (略)	(略)

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第30条第1項第27号及び別表12の項の改正は、公布の日から施行する。